

相談窓口・連絡先

○板橋区立障がい者福祉センター（高次脳機能障がいに関するご相談）

高島平9-25-12 TEL.03-3550-3401 / FAX.03-3550-3410

○福祉事務所 障がい者支援係（障害福祉サービス等の相談）

板橋福祉事務所 板橋2-66-1 TEL.03-3579-2460 / FAX. 03-3579-2364

管轄地域：板橋、稲荷台、大谷口、大谷口上町、大谷口北町、大山町、大山金井町、大山西町、大山東町、加賀、熊野町、小茂根、幸町、栄町、中板橋、仲宿、仲町、中丸町、氷川町、富士見町、双葉町、本町、南町、向原、大和町、弥生町

赤塚福祉事務所 赤塚6-38-1 TEL.03-3938-5118 / FAX. 03-3938-5820

管轄地域：赤塚、赤塚新町、上板橋、桜川、大門、東新町、常盤台、徳丸、成増、中台、西台、東山町、三園一丁目、南常盤台、四葉、若木

志村福祉事務所 蓮根2-28-1 TEL.03-3968-2337・9 / FAX. 03-3965-0180

管轄地域：相生町、小豆沢、泉町、大原町、坂下、清水町、志村、新河岸、高島平、蓮沼町、蓮根、東坂下、舟渡、前野町、三園二丁目、宮本町

○健康福祉センター（精神障害者保健福祉手帳の申請）

板橋健康福祉センター 大山東町32-15 TEL.03-3579-2333 / FAX. 03-3579-2345

管轄地域：板橋、稲荷台、大谷口、大谷口上町、大谷口北町、大山町、大山金井町、大山西町、大山東町、加賀、熊野町、小茂根一丁目1番、幸町、栄町、中板橋、仲宿、仲町、中丸町、氷川町、富士見町、双葉町、本町、南町、向原、大和町、弥生町

上板橋健康福祉センター 桜川3-18-6 TEL.03-3937-1041 / FAX. 03-3937-1058

管轄地域：上板橋、小茂根一丁目2番～小茂根五丁目、桜川、東新町、常盤台、東山町、南常盤台

赤塚健康福祉センター 赤塚1-10-13 TEL.03-3979-0511 / FAX. 03-3979-0581

管轄地域：赤塚、赤塚新町、大門、徳丸、中台、成増、西台、三園一丁目、四葉、若木

志村健康福祉センター 蓮根2-5-5 TEL.03-3969-3836 / FAX. 03-3969-2251

管轄地域：相生町、小豆沢、泉町、大原町、坂下、清水町、志村、蓮沼町、蓮根、東坂下、舟渡、前野町、宮本町

高島平健康福祉センター 高島平3-13-28 TEL.03-3938-8621 / FAX. 03-3938-8640

管轄地域：新河岸、高島平、三園二丁目

○家族会など（定例会やピアカウンセリングの実施）

中途障害者と家族の会「のびるの会」 TEL.03-3974-7344（FAX番号も同じ）

デイサービスおむすび 仲宿45-6 TEL.03-3579-7059（FAX番号も同じ）

高次脳機能障がいの方は、外見からは障がい分かりにくいので、周囲からの理解が得られにくく、脳損傷の部位や重症度により、現れる症状は様々で個人差が大きい障がいです。

ご本人に合わせたサービスや制度をご利用いただくために、何に困っているか、今後の生活でどうしていきたいかなど、まずはご相談ください。

東京都高次脳機能障害支援普及事業（専門的リハビリテーションの充実事業）

区西北部（豊島区・北区・板橋区・練馬区）地域リハビリテーション支援センター

地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立豊島病院 編集・発行

〒173-0015 東京都板橋区栄町33-1 TEL.03-5375-1234 患者・地域サポートセンター 高次脳機能障害支援 相談窓口）

令和5年8月

高次脳機能障がいのある方の手続リーフレット 頭部外傷・脳血管障がいを発症された ご本人・ご家族の方へ



病気や事故などの後遺症でこれまで出来ていた事が出来なくなったり、能力が低下してしまった方はいませんか？
手続の流れ、経済面や支援制度などの社会保障にはこんな制度があります。

困った時は、ここに相談！

【医療費・所得補助】

●高額療養費

1か月の医療費（保険診療分に限る）が高額になり定められた上限額を超えた場合、超えた分が申請により後日払い戻される制度です。

また、「限度額適用認定証」等を提出すると、医療機関での支払いが限度額までとなります。

国民健康保険に加入されている方

↓
国保年金課 国保給付係
TEL.03-3579-2404 / FAX.03-3579-2425

後期高齢者医療に加入されている方

↓
後期高齢医療制度課 資格給付係
TEL.03-3579-2373 / FAX.03-3579-3402

●交通事故（自動車損害賠償責任保険）

交通事故など他人（第三者）の行為によって怪我をした時には、その治療費は原則として加害者が負担すべきものであり、保険診療は受診できません。（保険診療とは、公的医療保険制度が適用され自己負担1～3割で受けられる診療です。）

しかし、加害者に支払い能力がなかったり、損害賠償に時間がかかるような場合には、加害者の加入する自動車損害賠償責任保険会社に、被害者から直接保険金を請求できます。また、以下の窓口へ届け出ることによって、保険診療を受診できる場合があります。詳しくは該当窓口にご相談ください。

健康保険組合、共済組合の方

↓
ご自身の加入している組合

国民健康保険の方

↓
国保年金課 国保給付係
TEL.03-3579-2404
FAX.03-3579-2425

後期高齢者医療の方

↓
後期高齢医療制度課 資格給付係
TEL.03-3579-2373
FAX.03-3579-3402

●労働者災害補償保険

業務中や通勤途上の事故と認められた場合、適応される制度

↓
勤務先（総務部など）

●傷病手当

病気や怪我で休職中の方とご家族の生活を保障するための制度。休業の4日目から支給されます。

保険者が全国健康保険協会

↓
協会けんぽ（旧社会保険事務所）の
都道府県支部

保険者が健康保険組合

↓
それぞれの健康保険組合

保険者が共済組合

↓
それぞれの共済組合

発病・受傷



概ね
6カ月後

●自立支援医療

事故や病気に伴う精神障がいにより継続的に精神科通院治療が必要な場合、医療費の自己負担が原則1割になる制度

↓
お住まいの地域を管轄する健康福祉センター（管轄地域は裏面参照）

●介護保険サービス

65歳以上の方、もしくは医療保険に加入している40～64歳の方で脳血管疾患などの特定疾病により介護が必要と認定された方

（介護保険制度全般のこと）

↓
介護保険課 管理相談係
TEL.03-3579-2357
FAX.03-3579-3402

（認定申請のこと）

↓
介護保険課 認定係
TEL.03-3579-2441
FAX.03-3579-2442

●障害者手帳

障がいの症状や程度により、精神障害者保健福祉手帳あるいは身体障害者手帳を取得できる可能性があります。手帳を取得することで様々なサービスを利用しやすくなります。下記の窓口へご相談ください。

精神障害者保健福祉手帳

↓
お住まいの地域を管轄する
健康福祉センター
（管轄地域は裏面参照）

身体障害者手帳

↓
お住まいの地域を管轄する福祉事務所 障がい者支援係
（管轄地域は裏面参照）

●障害福祉サービス

障害支援区分の認定結果により、ヘルパーによる家事援助や施設利用などのサービスが受けられます。

↓
お住まいの地域を管轄する福祉事務所 障がい者支援係
（管轄地域は裏面参照）

概ね1年
6カ月後

●障害年金

病気やケガによる障害で、生活や仕事などが制限されるようになった場合に、障害年金を受給できる可能性があります。病気やケガについて初めて医師の診療を受けた日（初診日）に加入していた年金の種類によって、相談窓口が異なります。

初診日に国民年金に加入されていた方

↓
国保年金課 国民年金係
TEL.03-3579-2431 / FAX.03-3579-2425

初診日に厚生年金に加入されていた方

↓
日本年金機構板橋年金事務所
TEL.03-3962-1481 / FAX.03-3964-7549

障がいの程度や年齢などにより、利用できるサービスは異なります。サービスの利用には、必ず各窓口で申請をする必要があります。住み慣れた地域で自分らしく、いきいきとした生活を送るため、いろいろな地域サービスや支援を利用して生活をしていきましょう！
ご不明なこと、わからないことは、裏面の相談支援機関へご連絡・ご相談ください。